

別紙の 要求書

- 一、食事休憩一時間にしる
- 一、衛生設備を完備しる
- 一、健康保険に加入せしる
- 一、工場法を適用しる
- 一、最低賃銀制確立、男一円五十文、女八十文
- 一、八時間労働特例制を実施しる
- 一、臨時休業の日給全額支給
- 一、臨時休業及對

矢作工場従業員一同

善後第五三二二號

昭和六年十二月十五日



警視總監 長 延 連

内務大臣 中橋徳五郎殿  
社 會 局 長 官 殿

6. 1. 17  
3390

矢作工場閉鎖に伴う争議ニ関スル件 (解決)

要旨

三浦主代理人矢作路太郎ヨリ全大同、飯島宮ヨリ全大同五十銭ノ出費ニ解雇ノ旨ヲ  
九月二十五日ニ以テ十日間満解決十三日平當ノ受渡ヲ完了セリ

標記争議發生ニ関シテハ既報ノ通りナル。其後數回會見折衝、  
結果内滿解決ノ見込ニ至レバ状況左記ノ通り

一、解決状況

記